

多賀地区 タウンミーティング開催報告

【日 時】令和6年10月4日（金）19：00～20：30

【場 所】多賀公民館

【参加者】地域：8人（多賀地区連合自治会長など）

市：4人（市長、環境部長、市民生活部長、多賀公民館長）

- 1 多賀地区の伝統文化の継承について
- 2 防犯灯・ごみの出し方等について

概 要

参加者の発言要旨

市の発言要旨（及び対応）

1 多賀地区の伝統文化の継承について

伝統行事であるとうどさんは、「五穀豊穡、疫病退散、無病息災」を願うものである。
西条市内で実施している地区は少なくなっているが、多賀地区では昭和45年に復活し、現在まで続いている。

喜左衛門狸の伝説など、地域の伝統文化を次世代に伝えていくために文献を製作していきたい。

制作に必要な天日干しした藁の確保が大変だが、「藁をなう」ことができる人も減少している。

北条新田では、昨年老人クラブのメンバーが自治会の方数人に対して養成のために指導を行い、その成果として数名が行事に参加した。毎年、実施していけばなえる人も増えていくと思う。

藁の確保難は、米農家の減少に加え、農機具の機械化が進んだことが関係している。

現在、とうどさん行事は市指定文化財ではないことから、市として費用面での支援制度はないが、民間でも支援制度を設けているところがある。

伊予銀行では、「地域文化活動助成金」として、草の根の文化活動を支援する制度があるので参考にご紹介させていただく。

地域自治組織として設立した「多賀を守り育てる会」では、「防災」「伝承文化」の2部会を立ち上げ、話し合いが始まったところである。今後、進め方についてみんなで検討していきたい。

伝統文化を継承することは、我々にとって非常に大事な役目だと思うので、市にも積極的なご支援をいただきたい。

「多賀を守り育てる会」で、既に活用いただいている「個性豊かな地域づくりモデル事業交付金」を活用することもできるので、市民協働推進課にご相談いただきたい。

他の地域では、地域で受け継がれている踊りのCDを作成しているところやとうどさんを実施していた団体による実施が難しくなり、話し合っ地域自治組織が引き継いだ事例もある。

2 防犯灯・ごみの出し方等について

「家庭ごみ分別ガイドブック」を読まない人もおり、新しい指定ごみ袋には、持ち手があって便利だが、片方だけ縛って、十の字に縛らずに出されているごみが収集されない。

持ち手については、要望が多くあった。
しっかり結び、収集時に散乱することを防止するため、適切な容量を守って両方縛っていたということ周知徹底している。

「家庭ごみ分別ガイドブック」を確認した上で、分別に悩む場合は、気軽に問い合わせしていただきたい。

西条地域は、ごみ袋に記名する必要があると聞いたが、この地区では、ごみ袋に記名している人はほぼおらず、回覧で記名のお願いをしてもなかなか変わらない。

過去に自治会から要望を受け、記名欄を作成したが、プライバシーの関係から強制できない。

各自治会において、記名してもらうもしくは、各世帯に番号を割り振るなど対応方法を決めてほしい。

ごみステーションの適切な管理のため、ルールを守らない方に対して、市もできる限り個別対応するなどしている。

マナーについては、心に訴えかけていくしかないが、ごみステーションに監視カメラを設置することで、一定の抑止力にもなる。違反事案があれば指導することもできるので、ご相談いただきたい。

参加者の発言要旨	市の発言要旨（及び対応）
以前、ごみステーションに回収対象ではない粗大ごみなど回収されないごみが出されていた。このような場合は、市に持っていけばよいのか。	出した方に持ち帰って適正に処理していただきたいが、一週間以上そのまま放置される場合は市が回収する。 有料化開始以降、皆さんのごみに対する意識が非常に高まってきている。 自治会の皆様には、ご苦勞をおかけすると思うが、ご協力いただきたい。
集会所や公園の清掃用に配布されていたごみ袋は、令和7年4月以降配布されないのか。 また、地域清掃で出たごみは、小分けにしてごみ出ししている。一回に出すごみ袋の数は3つまでという決まりがあると思うが、一度に大量に捨てられていたことがある。	配布の仕方については現在検討中だが、ごみステーション管理用にごみ袋をお渡しする予定である。 また、地域清掃等で出たごみは、道前クリーンセンターに直接搬入していただくと、減免措置等もある。 ボランティアであるか地域行事であるか見定めて、どのような場合にごみ袋を配布するか今後検討していきたい。 一度に大量のごみを出すと、収集業者が困ることがある。
旧指定ごみ袋の使用期限を1年間延長する考えはないか。 令和7年4月以降に旧指定ごみ袋で出されていた場合、自治会としてはどのように対応すればよいのか。	移行期間として2年間を設けており、余っているごみ袋を使用するためではないことをご理解いただきたい。 旧指定ごみ袋の使用期間が終了するタイミングで、職員がごみ出し時対応することも検討している。 今後、余ったごみ袋は市が回収し、海岸清掃や市民一斉清掃の際に活用させていただくので、ご協力をお願いしたい。
2年前から防犯灯の新設や付替工事費を自治会が全額負担しているが、自治会に加入しない世帯もある。 以前のように3割補助に戻してほしい。	自治会の負担軽減や省エネルギーの推進等を図るため、LED灯への交換を促進し、令和4年度末時点で市内防犯灯の約95%で交換が完了している。 電気料金の補助については、3割補助から1灯500円の定額補助に変更したことで、少額だが以前より多く補助しているため、今後の設置費用については、地域負担をお願いしたい。 また、西条地区防犯協会では、「防犯灯設置補助金制度」において、1灯あたり上限1万円の補助を行っているので、ご活用いただきたい。 ごみステーションや防犯灯の管理費用については、自治会会員でない人に対しても、受益者として協力いただいてもよいのではないかと思います。
防犯灯の電気料金の助成として、設置後半年が経過すれば1灯につき500円の補助金をもらえるが、10月以降に設置した場合は、補助対象にならないようだがなぜなのか。	詳細は後ほど確認する。 【後日回答】 以下2点の理由により、補助条件を設定しているので、ご理解賜りたい。 ①防犯灯管理者による維持管理が確実に継続していることを確認するため。 ②現時点では、LED防犯灯1灯の1か月当たりの維持費（電気料金）は120円程度であるが、6か月以上の維持管理を継続していただくことにより、結果的に当該年度内においては、1灯当たりの維持費（電気料金）の総額が1灯当たりの補助金額（500円）を超えることになり、補助金の過払いが生じる事態を避けることができるため。